

パブリック・コメント募集結果

「ごみ減量化・資源化基本方針（行動マニュアル）」（素案）について、市民の皆様からご意見を募集しました結果、寄せられたご意見の概要とこれに対する市の考え方は、下記のとおりです。

なお、白井市廃棄物減量等推進審議会での審議を経て「ごみ減量化・資源化基本方針（行動マニュアル）」（案）を作成します。

案 件	ごみ減量化・資源化基本方針（行動マニュアル）素案		
募集期間	令和5年9月15日（金）～令和5年10月6日（金）21日間		
意見の件数 （意見提出者数）	8件 （3人）		
意見の取扱い	修正	素案を修正するもの	1件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	0件
	参考	素案には反映できないが今後の参考とするもの	2件
	その他	素案には反映できないが意見として伺ったもの	5件

(具体的な取組み 関係) 9ページから26ページまで

市民意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
生ごみは、燃やすごみと分別して収集し、堆肥にリサイクルする。	1件	<p>家庭から出る生ごみの堆肥化については、素案の9ページに記載しておりますとおり、先進的な生ごみ堆肥化の調査・研究等を実施してまいります。今回の御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【参考】</p>
生ごみ処理機を使って堆肥を作ってもマンションでは活用できない。	1件	<p>生ごみ処理機には乾燥式のものもあり、質量を減らすことにより減量化に効果があるものもございます。また、ベランダでプランターを使用して花を育てたりするために、活用している方もいるようです。なお、今回の御意見は、今後の生ごみ堆肥化講座での課題とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【参考】</p>
粗大ごみをリサイクル業者と連携して加工し、販売又はフリマアプリに出品し、印西クリーンセンターの収益の一部にする。	1件	<p>印西クリーンセンターでは、回収された粗大ごみの中で状態の良いものを修理・清掃・展示し、希望する方に販売するリサイクル事業を実施しているため、御意見として頂戴し情報共有いたします。また、市では、素案の14ページに記載しておりますとおり、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユースを推進するほか、新たなリユース事業の検討を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
古紙・布類（衣服や毛布、ぬいぐるみ等）の回収ボックスがあるとありがたい。	1件	<p>古紙は、雑がみとして回収できるため、市役所1階に回収ボックスを設置しておりますので、素案の18ページにその旨追記いたします。布類については、衣服（状態の良いもの）や毛布等は資源物として、衣服（汚れたもの）や綿の入ったもの（ぬいぐるみ等）は燃やすごみとして回収しております。なお、古紙回収に係る各センターへの雑がみ回収ボックスの配置や拠点回収品目の追加については、現在のところ予定しておりません。御理解くださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【修正】</p>

(その他 関係)

市民意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
燃やすごみ用の袋（薄青色半透明）の表記を「燃やす」から「燃やすしかない」に変更する。	1 件	白井市及び印西市において使用しているごみ袋は、印西地区環境整備事業組合が指定する共通のごみ袋となるため、御意見として頂戴し情報共有いたします。 【その他】
ペットボトルキャップを分別し、自動車パーツとしてリサイクルする。	1 件	ペットボトルキャップは、プラスチック製容器包装類に該当します。分別収集されたプラスチック製容器包装類は、再商品化事業者に引き渡され、運搬に使われるパレット（荷台）や工業原料等にリサイクルされております。 【その他】
物価が高騰している中で、ごみ袋の価格まで上がるのは困る。	1 件	家庭系ごみの有料化については、素案の16ページに記載しておりますとおり、印西地区環境整備事業組合及び組合構成市町と調整を行ってまいりますが、市民生活に密接に関わるものであることから、市民の理解と協力を得ることが重要であると捉えています。 御意見として頂戴し情報共有いたします。 【その他】
ごみ袋が高額になると不法投棄が増えてしまわないか。	1 件	家庭系ごみの有料化による不法投棄の変化について記載された資料において、有料化後に不法投棄される一般廃棄物の量が増加しなかったと回答した市区が約半数ありますが、一部の市区において増加する傾向が見られたとの統計があります。 市では、一時的にでも不法投棄を増やさないような対策の検討が必要と捉えており、また、引き続き不法投棄防止のための啓発パトロールや看板の設置などにより注意喚起を実施してまいります。 【その他】